



Title	上博楚簡『姑成家父』 詁注
Author(s)	草野, 友子
Citation	中国研究集刊. 2007, 45, p. 121-143
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/60787">https://doi.org/10.18910/60787</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# 上博楚簡『姑成家父』 訳注

草野友子

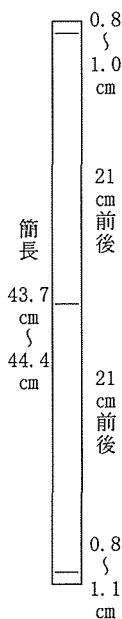
## はじめに

本稿は、『上海博物館藏戰国楚竹書（五）』（馬承源主編、上海古籍出版社、二〇〇五年十二月）に収録されている『姑成家父』を対象として、その読解を試みたものである。

まず、『姑成家父』の原釈文担当者である李朝遠氏の「説明」に基づいて、『姑成家父』の書誌情報及び概要を確認してみよう。

『姑成家父』は全十簡、完簡は六簡、残簡は四簡。残簡は、竹簡の上端わずか一字分が残欠した基本的には完簡と見なせるものが一簡（第五簡）、竹簡の上部約四字分が残欠したものが一簡（第三簡）、竹簡の下端のみを残すものが一簡（第二簡）、竹簡の上段のみを残すものが一簡（第八簡）。簡長は約四十四cm。編綫は三道。契口は右契

口。簡端は平斉。図示すると、次のようになる。



全篇の文字数は、四百六十六字（重文八、合文二、合文的重文（合文符号かつ重文符号）一）。本篇には、元々篇題がなく、「姑成家父」とは本文の冒頭四字を取った仮称である。第十簡には墨鉤+留白があり、篇末であることを示している。

李朝遠氏の「説明」によると、「本篇は、春秋中期の晋国の三郤（郤錡・郤犨・郤至）と関係がある。その内容は、『左伝』・『国語』などの文献に近いところもあれば、異なるところもある。その基本的立場は、三郤に同情し

ているようである。」としている。

本篇については、すでに竹簡の再排列案が提示されており、中でも沈培氏の再排列案が最も妥当であるとされ、多くの研究者がこれに従っている（沈培「上博簡《姑成家父》一個編聯組位置的調整」、簡帛網、二〇〇六年二月二十二日）。また、劉洪濤氏は、沈培氏の再排列案に従って、原釈文と異説とをまとめた釈読を提示している（劉洪濤「上博竹書《姑成家父》重読」、簡帛網、二〇〇七年三月二十七日）。

本稿ではまず、沈培氏の再排列案に従って釈読を掲げる。次に、原釈文の排列案と沈培氏の再排列案とを今一度検討する。そして最後に、読解の際に重要な位置を占める「百豫」の意味、並びに第三簡の欠損部分について検討を加えたい。

## 一、釈読

本章では、『姑成家父』全体の釈読を行う。以下、凡例、釈文、訓読、和釈、語注の順に掲げる。

### 【凡例】

・（へ）内の算用数字は、竹簡番号を示す。

・「釈文」は、原釈文と異説とを参考にして、筆者が最終的に確定したものを掲載している。なお、「釈文」中の（A）（B）は、第二章で検討を加えている箇所を示す。

・「和釈」中の（へ）は、その直前の語句や内容に関する補足説明等を行ったもの、「く」は、筆者が文意を明らかにするために語句を補ったものである。

・「注釈」では、筆者が重要と判断したもののみを掲載している。また、諸氏の説を注記する場合、その氏名のみを掲げる。論文・札記の題目・掲載年月日等については、本稿末尾の「参考文献」に列記している。

・□は、竹簡の欠損部分を筆者が補った箇所である。

・■は墨釘、「く」は墨鉤を示す。

### 【釈文】

苦成家父事厲公、為士。憲行正迅強、以見患於厲公。

厲公無道、虐於百豫。百豫反之。苦成家父以其族三郤

正百豫、不使反。躬拳士処官、旦夕治之、使有君（三）臣（四）之節（A）。三郤中立、以正上下之過、強於公家。

樂書欲作難、害三郤。謂苦成家父曰、「為此世也從事、

何以如是其疾与哉。於言有之、顛頷以至於今哉、無道政

也。伐是恬適。吾子凶之。」苦成家父曰、「吾敢欲顛頷以

事世哉。吾直立徑行、遠慮凶後。雖不当世、苟義、母久、

立死、何傷哉。」樂書乃退、言於厲公曰、「三郤家厚、取主君之衆、以不聽命。將大害。」公懼、乃命長魚矯……  
郤錡聞之、告苦成家父曰、「以吾族三郤与百豫反於君。幸則晋邦之社稷可得而事也。不幸則取免而出。諸侯畜我、誰不以厚。」苦成家父曰、「不可。君貴我、而授我衆、以我為能治。今吾無能治也、而因以害君、不義。刑莫大焉。雖得免而出、以不能事君、天下為君者、誰欲畜汝者哉。初、吾獨立治衆、欲以長建主君而禦難。今主君不厭於吾、故而反惡之。吾母有它、正公事、雖死焉逃之。吾聞、為臣者、必使君得志於己、而有後請。」苦成家父乃寧百豫、不使從己位於廷(B)。

長魚矯帶自公所、拘人於百豫以入、囚之。苦成家父捕長魚矯、梏諸廷、与其妻、与其母。公愠、無告、告庫門大夫曰、「汝出內庫之囚、免而予之兵。」庫門大夫率以積長魚矯、賊三郤。郤錡、郤至、苦成家父立死、不用其衆。

三郤既亡、公家乃弱、樂書弑厲公。く

### 【訓読】

苦成家父 厲公に事え、士為り。憲行して迅強を正し、以て厲公に悪まる。

厲公 無道にして、百豫を虐ぐ。百豫 之に反かんとす。苦成家父 其の族三郤を以て百豫を正し、反かしめず。躬みづか

ら士を挙げ官に処き、且夕之を治め、君臣の節有らしむ。三郤中立して、以て上下の過を正し、公家に強む。

樂書 難を作さんと欲し、三郤を害う。苦成家父に謂いて曰く、「此の世の為に事に従い、何を以て是くの如く其れ疾むるか。言に於て之れ有り、顛顛にして以て今に至るかなとは、無道の政なればなり。伐れば是れ恬適たり。吾子之を凶れ。」と。苦成家父曰く、「吾敢えて顛顛にして以て世に事えんと欲するかな。吾直立徑行して、遠く慮り後を図る。世に当たらざると雖も、苟も義ならば、久しくする母く、立ちに死するも、何ぞ傷まんや。」と。樂書 乃ち退きて、厲公に言いて曰く、「三郤の家は厚く、主君の衆を取りて、以て命を臆かず。將に大いに害なわんとす。」と。公懼れて、乃ち長魚矯に命じて……  
郤錡 之を聞きて、苦成家父に告げて曰く、「吾が族三郤と百豫とを以て君に反かんとす。幸なれば則ち晋邦の社稷もて得て事うべきなり。不幸なれば則ち免れて出づるを取らん。諸侯 我を畜れて、誰か以て厚くせざらん。」と。苦成家父曰く、「不可なり。君 我を貴びて、我が衆を授け、我を以て能く治むると為す。今 吾能く治むること無くして、因りて以て君を害するは、不義なり。刑焉れより大なるは莫し。免れて出づるを得と雖も、君に事うる能わざるを以て、天下の君為る者、誰か汝を畜れんと

欲する者あらんか。初め、吾強立して衆を治め、以て長く主君を建てて難を禦がんと欲す。今主君吾に厭らず、故に反つて之れを惡む。吾它有る母く、公事を正し、死すと雖も焉んぞ之より逃れんや。吾聞く、臣爲る者は、必ず君をして志を己れに得しめて、後に請うこと有り。」と。苦成家父乃ち百豫を寧んじ、己れに従い廷に莅しめず。

長魚矯公所より帶き、人を百豫に拘えて以て入り、之を囚う。苦成家父長魚矯を捕らえ、諸を廷に楛し、其の妻と与にし、其の母と与にす。公愠るも、告ぐる無ければ、庫門大夫に告げて曰く、「汝内庫の囚を出し、免じて之に兵を予えよ。」と。庫門大夫率いて以て長魚矯を釈し、三郤を賊う。郤錡・郤至・苦成家父立ちに死するも、其の衆を用いず。

三郤既に亡び、公家乃ち弱り、欒書厲公を弑す。

### 【和積】

苦成家父（郤犇）は厲公に仕え、卿士であつた。法令を厳しく適用して権勢のある者を取り締まり、「そのため」に厲公に憎まれた。

厲公は正道を逸脱し、百豫（夷狄集団）を虐げた。百豫はこれ（厲公）に反逆しようとした。「そこで」苦成家

父はその一族である三郤（郤錡・郤犇・郤至）を率いて百豫を正し、反逆させなかつた。自ら賢士を推挙して官職に任用し、一日中「起居を共にして」これ（百豫）を治め、君臣の節度を守らせた。三郤は中立な立場で、上下の過失を正し、公家（のため）に尽力した。

欒書が反乱を起こそうとして、「目障りな」三郤（の存在）を憂えていた。「そこで欒書は」苦成家父に言った、「厲公の」治世のために従事して、どうしてこのように「公家のために」努力するのか。言い伝えにある、志を得ないで（不遇なままで）今に至るとは、無道の政治が行われているからである。「厲公を」伐てば心安らかでいられよう。あなたはこれを考えてください。」と。苦成家父は言った、「私は敢えて志を得ないで世に事えようとしているのではない。私は品性が正直で行為が端正であるようにして、遠く「将来を」慮つて後（のこと）を圖つている。世に志を得ないといつても（不遇であつても）、本当に義であるなら、長らえることなく、直ちに死んだとしても、どうして悲しもうか。」と。

欒書は退いて、厲公に言った、「三郤の家は「勢力が」厚く、主君の衆（百豫集団）を取つて「あなたの」命令を聞きません。きつと大いに「あなたを」害することでしょう」と。「厲」公は懼れて、長魚矯に命じて……

郤錡はこのことを聞いて、苦成家父に告げて言った、「私の一族の三郤と百豫とで君に反逆しましう。幸いにもうまいけば晋国に（今まで通り）仕えることができましょう。不幸にもうまいかなければ（厲公の手を）免れて出奔する（手段を）選びましょう。諸侯は私を受け入れ、手厚く保護してくれるに違いありません。」と。苦成家父は言った、「（それは）できない。主君は私を貴んで、（百豫の）衆を授けて下さり、私はそこで（衆を）治めることができると見なされた。今私が（衆を）治めることができず、主君を害するのは、不義である。刑罰でこれより大きなものはない。（仮に刑罰を）免れて出奔することができたとしても、主君（厲公）に仕えることができないということ、天下の君たる者は、誰があなたを受け入れよう。初め、私は強い信念で独立して（惑わないで）衆（百豫集団）を治め、長く主君を立てて災難を防ごうとしてきた。今や主君は私（の働き）に満足せず、とりわけかえって私を憎んでいる。私は他に（望むことが）あるわけではなく、公事を正して、直ちに死んだとしても、どうしてこれから逃れようとしようか。私は聞いている、臣下たる者は、必ず主君に志を得させて、「（そうして）君主からの信頼を得た」後に（君主に）請うことがあるのだ。」と。そこで苦成家父は百豫を落ち着

かせ、「（また百豫集団を）自分に従わせて朝廷に臨ませることはしなかつた。

長魚矯は公所（官府）から出発して、百豫の人々を捕らえて（公所に帰って）入って、これ（百豫の人々）を監禁した。苦成家父は長魚矯を捕らえて、朝廷に手枷を付けて（監禁し）、その妻とその母と一緒に（監禁）した。厲公は怒ったが、直接命令する人がいなかったので、庫門大夫に告げて言った、「お前は内庫の囚人を釈放し、赦免して彼ら（内庫の囚人）に武器を与えよ。」と。庫門大夫は（囚人を）率いて長魚矯を釈放し、三郤を殺害した。郤錡・郤至・苦成家父はすぐに死んだが、その衆（百豫集団）を用い（て反抗すること）はしなかつた。

三郤が滅びた後、公家はやがて衰え、欒書は厲公を殺害した。

### 【語注】

（一）苦成家父

晋国の三郤の一人、郤犇。『左伝』成公十七年・『国語』魯語上の「苦成叔」と簡文の「姑成家父」とは、同じく郤犇を指す（「矯以弋殺駒伯・苦成叔於其位。」（『左伝』成公十七年伝）、「駒伯、郤錡、苦成叔、郤犇。」（杜預注）、「子叔声伯如晋、謝季文子、郤犇欲予之邑、弗受也。帰、

鮑國謂之曰、子何辞苦成叔之邑。」(『国語』魯語上)。

原積文では、「家」は兄弟の長幼の順序、「父」は尊称(「甫」に同じ)とする(三郤中の郤錡・郤至は郤克の子供で、郤犇は郤克の族の弟であるから、一族内の長幼の順序は比較的高いため)。一方、陳偉氏・劉洪濤氏は、「家」は郤犇の字であるとする。

## (2) 厲公

晋の厲公。在位、前五八〇年〜前五七三年。鄆陵の戦で、楚軍を大敗させ、諸侯を恐れ震え上がらせた。後に驕奢淫逸し、嬖臣を近づけ、良朋を遠ざけ、三郤(郤錡・郤犇・郤至)を殺した。結局は、欒書・荀偃に殺された。

## (3) 為士

陳偉氏は、「士」とは「卿士」を指すとする(「奉璋峨峨、髦士攸宜。」(『詩經』大雅・文王之什・棫朴)、「士、卿士也。」(鄭玄箋)、「士者、男子之大号。以奉璋匪祿是宗伯之卿、故言卿士也。」(孔穎達疏))。劉洪濤氏もこれに従って、「士」を卿大夫の通称とする(「人有士君子之行焉。」(『詩經』大雅・生民之什・既醉序)、「士者、事也。……公卿以下総称之。」(孔穎達疏))。また、劉洪濤氏は、下文の「舉士」の「士」とは、「賢士」の意味であり(「好士者強、不好士者弱。」(『荀子』議兵)、「士、賢士也。」(楊倞注))、ここでの「士」とは異なるとする。

伝世文献において、郤犇は「卿」であるとされていることから(「郤子無基。且先君之嗣卿也。」(『左伝』成公十三年伝)、「是先君宗卿之嗣也。」(『左伝』成公十四年伝))、ここでは陳偉氏・劉洪濤氏の説に従った。

## (4) 憲行

原積文では、「士宮行」を人名とする。

一方、季旭昇氏は、「宮」を「苑」と隸定し(上博楚簡『緇衣』第六簡に類似の字あり)、「婉行」(婉曲な行い)とする。劉洪濤氏は、季旭昇氏の隸定「苑」に従い、周鳳五氏が「憲」と読むのに従って「法」の意であるとす(「憲行」を「模範」の意味とはせず、「法令によって事を行うこと」であるとする(「乃發憲命。」(『穆天子伝』卷三)、「憲、謂法令。」(郭璞注))。

原積文のように人名とするのは唐突な解釈であり、ここでは苦成家父が行った事柄を示していると考えられることから、劉洪濤氏に従って「憲行」と釈読した。

## (5) 正迅強

原積文では、「誦強」を地名とするが、その詳細については今後の研究を待つとする。また、「正」は「征」と釈読する。ただし、原積文では、「征誦強」ということを行つた人物が「士宮行」であるとされ、本篇全体の文意とは合わない。

一方、季旭昇氏は「正」を原字のまま読み、「正誦強」（正しくまっすぐで能力が大変優れている）とする。沈培氏は、「誦」は「訊」の古字であり、『史牆盤』にある「訊圉」の義と近く、「迅猛強圉」の意とする。冀小軍氏は、「迅強」とは、苦成家父の「正」す対象の人を指すとす。劉洪濤氏は、沈培氏・冀小軍氏に従って釈読し、「憲行正迅強」とは、姑成家父が公正無私であり、たとえ権勢がある者であっても、彼らの過失を罰しようとしたために厲公に憎まれた、とする。筆者は、やはりこの箇所も上文に引き続き苦成家父が行った事柄と見なすべきであると考え、異説を汲み取った形である劉洪濤氏の解釈に従った。

(6) 百豫

原釈文は、「百豫」と隸定し、「百豫」と釈読するもの、地名とするのみで、詳細は今後の研究を待つとする。劉洪濤氏らも同様の見解である。『左伝』や『国語』の中には、本篇の類話が見られるが、「百豫」という名称は一切登場しない。周鳳五氏は、「白狄」と釈読し、夷狄集団を指すとの見解を提示している。その詳細は、第三章で後述する。

(7) 不使反

原釈文では、「不思返廷」と釈読し、「返廷」を「帰っ

て朝廷で晋君に告げること」とするが、それでは全体の文意に合わない。沈培氏が「思」を「使」と釈読し（音通）、「不使反」とは、百豫に反逆させなかったの意であるとするとに従う。

(8) 躬拳士処官

原釈文では、「士仇埴」を人名として、「士宓行」と同じく士氏より出る者とするが、やや唐突な解釈である。

一方、何有祖氏は、原釈文が「廷」と隸定したものを「躬」と釈読する。曹銀晶氏は、原釈文が「與士」としているのを「拳士」と読む。また、季旭昇氏は、「仇」を「冗」と隸定し、「処」と釈読する。周鳳五氏は「処官」とする。劉洪濤氏はこれらの解釈に従い、姑成家父がみずから賢士を選抜し、官職に任用させたことを指すとす。妥当な理解であろう。

(9) 旦夕治之、使有君臣之節

原釈文では、「思在君」とし、「思」とは願望を表し、「有君」とは厲公の信任を得たことを指すとす。また、「君」の後に一句があるとす。原釈文は、「君」の下に句読符号を示す墨釘「■」があることを根拠として、ここで一旦区切っている。

これに対し、沈培氏は、「■」を誤写であると見なし、(1)から(6)に接続するべきであると提案する。こ



れについての詳細は、第二章で後述する。

また、劉洪濤氏は、「旦夕」とは、朝早く起きて夜遅く寝ることを指すとする。筆者も「旦夕治之、使有君臣之節」の釈読で良いと考えるが、その意味については、一日中起居を共にして百豫を治め、君臣の節度を守らせた、と理解しておきたい。

(10) 三郤中立、正上下之過

原釈文では、「中立」を「忠位」と釈読し、その職を忠実に守るという意であるとす。劉洪濤氏は周鳳五氏に従い、「忠位」を「中立」(立場が偏らないの意)とする。

また、原釈文では最後の文字を「譌」と釈読するが、これについての説明はない。陳偉氏はこれを「訛」と釈読し、劉洪濤氏は「過」と釈読する。

ここでは、三郤が中立な立場にあつて、上下の過失を正した、と解釈するのが妥当であると考えため、劉洪濤氏の釈読に従った。

(11) 強於公家

「公家」とは、公室、諸侯の国のこと。原釈文では、「強於公家」とは、「三郤の力量が晋の厲公を超過した」と解釈する。

一方、陳偉氏は、「強於公家」とは、公家のために尽力するということ意味であるとする(「勞・來・強・事・謂・

弱・簪、勤也。」「爾雅』釈詁)、「自勉強者。」「郭璞注)、「強・事・謂、皆勤勞之勤也。」「(王引之『經義述聞』爾雅上)。本篇全体における三郤の姿勢から判断して、「勤」の意である可能性が高いであろう。

(12) 欒書欲作難、害三郤

欒書とは、欒武子であり、欒盾の子。晋の景公十一年に下軍の將、十三年に中軍に將となり、後に晋の厲公の寵愛を受け、出師して秦や鄭を伐った。

劉洪濤氏は、陳偉氏の「害」(畏怖する、はばかりの意。

「魏相田需死、楚害張儀、犀首、薛公。」「(史記』魏世家)の解釈に従い、さらに、「害者、患也。言不患人之不己知也。成十五年左伝、晋三郤害伯宗、譖而殺之。言患伯宗之直言、故譖而殺之也。又襄三十一年伝、齊子尾害閭邱嬰欲殺之。昭十五年伝、楚費無極害朝吳之在蔡也、欲去之。哀十五年伝、莊公害故政、欲去之。楚策、秦之所害、於天下莫如楚。楚強則秦弱、楚弱則秦強。皆古人謂患為害之証也。今人猶謂患病為害病。」「(經義述聞』大戴礼記上・躬行忠信而心不置仁義在己而不害不知)を引いて、「害三郤」とは「患三郤」の意であるとし、この句は欒書が厲公を殺そうとしており、三郤が彼の計画を妨害することを気にした、と解釈する。ここでの欒書は、まだ三郤に害を及ぼしておらず、三郤の存在を憂いてい

たという状態であるため、「害」を「患」(うれう)の意で解釈した。

(13) 何以如是其疾与哉

原釈文では、「なぜそのように性急に事を運ぶのか」という意味であるとする。

一方、劉洪濤氏は、「疾」を努めるの意(「疾親君而無他兮。」〔楚辭〕九章・惜誦)、「疾、猶力也。」(朱熹『楚辭集注』)とし、これは樂書が苦成家父の意志を探ろうとしたもので、「あなたが公家のためにして何になるのか」と言ったことを指す(厲公のために尽力しても価値がないと言おうとしており、離間させようとして挑発した言葉である)とする。ここでは、樂書が苦成家父に対して、厲公に仕えることの無意味さを説いた場面であると考えられるため、劉洪濤氏の解釈に従った。

(14) 顛頤以至於今哉

原釈文では、「喪衰」は今後の研究を待つとする。

一方、季旭昇氏は、「械衿」を「顛頤」と釈読し、満足できない、成就しないの意であるとする(「長顛頤亦何傷。」〔楚辭〕離騷)。陳偉氏は、「顛頤」はまた「欲憾」に作るとする(「志欲憾而不憺兮、路幽昧而甚難。」〔楚辭〕哀時命)。「憺、安。言己心中欲恨、意識不安。」(王逸注)。これらの解釈に基づいて、劉洪濤氏は、『説文解字』では

「顛頤」に作り(「面顛頤兒、飯不飽面黃起行也。」、これは志を得ない顔の意を指すため、「顛頤以至於今哉」とは、結局「志を得ないで今に至る」ということである、とする。この解釈に従う。

(15) 無道政也

原釈文では、「無道」とは、荒淫に耽って失政することや言うとする(「至周末世、大為無道、以失天下。」〔漢書〕董仲舒伝)。また、「正」を「征」と釈読し、征伐の意とするが、文意が不明確である。劉洪濤氏は、「正」を「政」と釈読し、「無道政」とは樂書が言っている「厲公無道」を指すとしている。この解釈が妥当であろう。

(16) 伐是恬適

原釈文や劉洪濤氏は「伐斥遁適」と隸定するも、この句は難解であり、今後の研究を待つとする。

一方、季旭昇氏は、「伐」を「戍」、または「威」の省略であるとす。また、「適」は「適」ではないとするが、詳細は今後の研究を待つとする。陳偉氏は、「伐是恬適」と釈読する。「伐」とは敗(やぶる)の意であり、また「廢」とも読めるとする。また、「遁」を「恬」と釈読し、安逸・安定の意とする。さらに、「適」とは閉塞・清静のようなものを指すし、「恬」と相関関係にあると指摘する。そして、その文意は、「正直であつたら安寧を得られない」と

いうものであるとする。周鳳五氏は、「伐多狃達」と釈読し、「伐多」とは自らの戦功（白狄平定）を誇ることに、「狃達」とは国の富貴を貪ることとする。しかし、本文における苦成家父は、伝世文献に見られるような自らを誇示した態度を取っていない。

よって、筆者は前後の文脈から、概ね陳偉氏に従って「伐是恬適」と釈読するが、その意味は、樂書が苦成家父に対して「厲公を伐てば心安らかにいられる」と発言したものと解釈したい。

(17) 吾敢欲顛頌以事世哉

劉洪濤氏は、この句は「私がどうして志を得ないで事を行っているのか」（苦成家父が樂書に対して反駁した言葉）とする。そして、君が無道であっても、自分を厭っていない、志を得られなくても、臣子として職分を守り、怨み言を言おうとはしない（厲公をあくまで支持する）、ということを目指すとする。この解釈に従う。

(18) 直立徑行

原釈文は、「想立徑行」と隸定するが、その詳細については今後の研究を待つとする。

一方、何有祖氏は、「想」を「直」と釈読し、劉洪濤氏はこれに従って、「直立」とは臣下として正直であることを指すとする（「弁而不説者、争也。直立而不見知者、勝

也。」（『荀子』榮辱）、「故妻必定、子必正、相必直立以聽、官必中信以敬。」（『管子』君臣）。また、沈培氏は、「徑行」を「徑行」と釈読し（「有直情而徑行者、戎狄之道也。」（『礼記』檀弓）、劉洪濤氏はこれに従って、「直立徑行」とは、「品性が正直で、行為が端正である」という意味であるとする。この解釈に従う。

(19) 雖不当世

原釈文では、「壹殲」を「当世」と釈読する（「聖人有明德者、若不当世、其後必有達人。」（『春秋左氏伝』昭公七年伝）、「不当世、謂不得在位為国君也。」（孔穎達疏）。劉洪濤氏は、「当世」とは「顛頌」と対になっていて、「志を得て世に当たる」の意味であり、必ずしも国君を指すのではないとしている。ここでは厲公ではなく苦成家父のことを指すことから、劉洪濤氏の解釈が妥当であろう。

(20) 苟義、母久

原釈文では、「以義母久」と釈読し、金文では常に「以」を「台」にしていることを指摘する（「用亨台孝」「用匱台喜」（『王孫遺者鐘』銘）。また、「舊」は「舊（旧）」であり、長久の意とする（「於乎小子、告爾旧止。」（『詩經』大雅・蕩之什・抑）、「旧、久也。」（鄭玄箋））。

沈培氏は、「苟義、母久」と釈読し、「苟義」とは苦成家父が義を重んじることを表しているとする。劉洪濤氏

は沈培氏の説に従っており、筆者も文意から妥当である  
と考えるため、これに従う。

なお、異説として、陳偉氏は、「母久」は下文の「立死」  
と関連あるが、それでは筋が通らないため、「旧」を「咎」  
にして、「无咎」とする。また、「苟義」と「无咎」とは  
繋げて意味を取りがたいので、「義」を「我」にして読む  
とする（音通。また、郭店楚簡『語叢一』に「子絶四」  
の「毋我」を「亡義」に作る例あり）。

(21) 立死何傷哉

原釈文は、「駭」を「傷」と釈し、妨害の意であると  
する（「子曰、何傷乎。亦各言其志也。」〔論語〕先進）。  
劉洪濤氏は、ここでは苦成家父が彼なりの「志を得るこ  
と」について述べているとし、彼の行いは全て晋の未来  
を考えることであり、自分は理解されず、志を得ない  
まま死んだとしても悲しまない、と言うことを指すとす  
る。この劉洪濤氏の説に従って、「傷」を「いたむ」の意  
で解釈した。

(22) 三郤家厚、取主君之衆

原釈文では、「决」については、今後の研究を待つとす  
る。沈培氏は、「决」は、第三簡の「厚」という字と似て  
いるため、「厚」の字ではないかとする。劉洪濤氏は、沈  
培氏に従い、「取主君之衆」は、下文の「君貴我授我衆」

と指すところが同じであるとする。陳偉氏は、「取」を「衆」  
と釈し、第三簡で苦成家父が「君貴我、授我衆」と言  
っているので、「取」とは読めないとする。筆者は、「主  
君之衆」「我衆」はいずれも百豫集団を指すと考えるため、  
「取」と釈した。「衆」についての詳細は、第三章で後  
述する。

(23) 長魚矯

姓は長魚、名は矯（また矯に作る）。晋の厲公が寵愛し  
た大夫。

(24) 郤錡

三郤の一人。『左伝』成公十七年に「駒伯」と称し、十  
三年にまた「郤子」と称している。郤克の子で、晋の厲  
公の時に上軍の将となった。

(25) 以吾族三郤与百豫反於君

第三簡は上端が欠損しているため、三〇四字分の文字  
が不明である。ここでは、「百豫反」の三字を補って解釈  
した。その詳細は、第三章で後述する。

(26) 幸則晋邦之社稷可得而事也

原釈文では、「鞅」について、今後の研究を待つとし、  
「成」「就」「果」「濟」「獲」である可能性を指摘する。  
一方、季旭昇氏は、「鞅」は「鞅」（倒矢（「羊」）に従  
い、「犬」に従う）、つまり「幸」の字とする。季旭昇氏

の解釈は文意にも合うことから、これに従つて釈読した。

(27) 取免而出

原釈文では、「尋字」を「得免」と釈読する。「字、生也。」(『広雅』釈詁)、「媿、生也。」(『広韻』問韻)とあることから、「字」と「媿」は同義(生育するの意)。「字」はまた「季」に作る。李零氏はこれを「媿」の初文か或いは古写であるとしており(李零『郭店楚簡校讀記』、北京大学出版社、二〇〇二年、六五頁・一三七頁)、簡文では「免」と作つて多用され、「免」は「媿」の本字である、とする。

一方、何有祖氏は、「尋」を「取」と釈読し、「取免」とする。ここでは、厲公の手を免れて出奔する手段を取ることゝ卻綺が提案していると考えられることから、「取免而出」と釈読した。

(28) 諸侯畜我、誰不以厚

原釈文では、「畜」は、受け入れるの意とする(『右宰穀曰、不可、獲罪於兩君、天下誰畜之。』(『左伝』襄公二十六年伝)、「畜、猶容也。」(杜預注))。また、「厚」については、今後の研究を待つとする。陳劍氏は、「厚」を「厚」と釈読し、沈培氏はそれを受けて「諸侯畜我、誰不以厚」とは、「諸侯が私を受け入れようとするのに、誰が手厚くないだろうか」という意味であるとするとする。

この解釈は文意に合うため、「厚」と釈読した。

(29) 雖得免而出

原釈文では、「難を免れて逃げ出せたとしても」という意味であるとするとする。この解釈に従う。

(30) 天下為君者、誰欲畜汝者哉

原釈文では、「佳」を「惟」と釈読し、「天下の君主とは、本当にあなたを受け入れることを好む人なのであるか」という意味であるとするとする。一方、季旭昇氏は、「佳」を「誰」と釈読し、「誰欲畜汝者哉」とは、「誰があなたを受け入れよう(受け入れる者はいない)」という意味であるとするとする。季旭昇氏の解釈が文意からも妥当である。

(31) 初、吾強立治衆、欲以長建主君而禦難

原釈文では、「強立」と釈読する(『九年知類通達、強立而不反、謂之大成。』(『礼記』学記)、「強立、臨事不惑也。」(鄭玄注)、「強立謂專強獨立、不有疑滯。」(孔穎達疏))。「長」は、久しく遠いの意(『久遠也。』(『説文解字』長部))。「建」は、立てるの意(『建、立也、樹也、至也。』(『広韻』願韻))。「主」は「主」に同じ(『齊侯使高張來唁公、稱主君。』(『左伝』昭公二十九年伝)、「稱昭公為主君。……春秋時卿大夫家臣稱卿大夫為主為君、今齊侯稱魯侯為主君、故杜注謂比公於大夫、子家子云齊卑君、尤明証。戰國時有稱卿大夫為主君者。」(楊伯峻『春

秋左伝注」)。「徂」は「御」に同じ。

劉洪濤氏は、「徂」を「禦」と釈読するが、説明はなく、おそらく「ふせぐ」の意で解釈していると見られる。筆者は文意によつて、「禦」と釈読した。

(32) 不厭於吾

原釈文では、「不遺於吾」と釈読し、「遺」の詳細は未詳としながら、「考え及ぶ」というような意味で、晋の厲公が自分の過去の功勞について考え及ばなかつたことを指すとす。また、郭店楚簡『語叢四』第十九簡に「舌」に従い、「月(肉)」に従う字があることを指摘する。

一方、季旭昇氏は、原字の右は「舌」の繁体字であり、「察」と釈読できるとする(音通)。陳偉氏は、「恬」と釈読して、「安」の意とする。周鳳五氏は、「狃」(なれる)と釈読する。沈培氏は、「遺」は、左側は『競建内之』第十簡に見える「見」あるいは「視」に従い、右側は郭店楚簡『老子丙』第七簡に見える字「鏞」の右半分と同じだと指摘する。さらに、馬王堆帛書『老子』では「銛」に作っていること、郭店楚簡『老子丙』第七簡の字の右半分が省略されたものである可能性があること、『競建内之』第十簡でこの字は「厭」「廢」と読まれていることから、「厭」(あきたる、みちる)と釈読し、「不厭於吾」つまり「不慊於吾」(慊)も、あきたるの意)として、

「自分に満足しない」、すなわち厲公が自分(ここでは苦成家父)に対して不満に思っていることを指すとす。苦成家父の発言全体を考慮すると、沈培氏の解釈が最も妥当であろう。

(33) 吾母有它、正公事、雖死焉逃之

原釈文は、「正」と釈読し、主持(とりはからう)、治理(おさめる)のことであるとす(「礼之於正国也。猶衡之於輕重也。」「(『礼記』経解)」。また、「公事」は、朝廷のこととする(「婦無公事、休其蠶織。」「(『詩経』大雅・蕩之什・瞻昂)、「公事、朝廷之事。」「(朱熹『詩経集伝』)」。しかし、ここでの「公事」は、そのまま公事・公務の意味で取るべきであろう。

また、季旭昇氏は、原釈文が「唯」と隸定しているものを「雖」と釈読しており、これは文意からも妥当であろう。なお、禰健聰氏は、「它」を「施」と釈読し、「私は施しをすることがない」という意味であるとす。

(34) 苦成家父則寧百豫

劉洪濤氏は、「寧」は安定の意とし(「及寧、王欲殺之。」「(『左伝』定公五年伝)、「寧、安定也。」「(杜預注)」、苦成家父が百豫を遂に安定させたことを指すとす。

筆者は、「百豫」を地名ではなく、夷狄集団であると考えるため、ここでの「寧」は、落ち着かせる、なだめる

の意として解釈した。

(35) 不使従己位於廷

原釈文では、「不使従」とし、「思」は語氣助詞とする

(「無思不服。」〔詩経〕大雅・文王之什・文王有声)。

季旭昇氏は、「思」を「斯」と釈読し、「不使従」とは、

卻錡の建議が受け入れられなかったことを指すとする。

沈培氏は、李朝遠氏・季旭昇氏の説に従うことはできない

とし、第九簡と続けて読んで、「不使従己蒞於廷」とす

る。すなわち、卻錡に三郤と百豫とで朝廷に行くように

させなかった(苦成家父が一人で朝廷に行った)という

意味であるとする。陳偉氏は、「従」は、和順・安定の意

味であるとし(「昭子即位、朝其家衆。曰、豎牛禍叔孫氏、

使乱大從。」〔左伝〕昭公五年伝)、「使乱大和順之道也。」

(『經典釈文』服虔の引用)、「従、順也。謂其乱重要之

順道也。」(楊伯峻『春秋左伝注』)、自分の朝廷の地位

を安定させるような方法を考えないと言っているとする。

劉洪濤氏は、苦成家父が誰を従えたのかははっきりわか

らないが、おそらく「三郤の族」のことであろうとする。

筆者は、沈培氏に従って、「不使従己蒞於廷」と釈読す

るのが妥当であると考ええる。筆者は、「百豫」を夷狄集団

を指すと考えることから、ここで苦成家父が従わせなかつた人物は、「百豫」集団を指すと解釈する。すなわち苦

成家父は、百豫集団を率いて反逆する道を選ばなかったのである。これについては、第三章で後述する。

(36) 長魚矯帶自公所

原釈文では、「熨」を「冊」と釈読し、「策」(計画、

謀略)であるとする。「公所」とは官府のこと。

周鳳五氏は、「熨」を「帶」とし、劉洪濤氏はこれに従

う。「帶」について、筆者は、「遘」(ゆく)と読めるこ

とにより(「遘、往也。」〔玉篇〕)、「ゆく」と読む。

(37) 拘人於百豫以入、囚之。

原釈文では、「敏」「糾」は普通することから、「糾」(集

める、集まる)と釈読する。また、「繇」は「由」と同じ

で、過去を指すとする(西周の金文の中に「繇」を用い

て、「過去」あるいは「以前」の意味とするものがある)。

一方、陳劍氏は、「敏」を「拘」と釈読する。また、「繇」

の字を「囚」の字に読む例は、郭店楚簡「窮達以時」「管

夷吾繇(囚)束縛」第六簡)にあることを指摘している。

長魚矯が人を百豫から集めたとは考えがたく、三郤と強

い繋がりがあつた百豫の人々を捕らえて監禁した場面であ

ると考えられることから、陳劍氏の解釈に従つた。

(38) 苦成家父捕長魚矯、桔諸廷、与其妻、与其母。

原釈文では、「專」を「捕」と釈読する。また、この箇所

与長魚矯争田、執而楷之、与其父母妻子同一轅。」を指摘している。

(39) 公愠、無告、告庫門大夫曰

原釈文では、「公恩」を人名とする。これに対して陳劍氏は、「恩」を「愠」と釈読する。ここでは、「公恩」という人物が唐突に登場するとは考えがたく、厲公が苦成家父に対して怒りを露わにした場面であると考えられるため、陳劍氏の解釈に従った。

また、原釈文では「強門大夫」と釈読し、「強門」とは力の強い大きな一族を、「大夫」は晋国の卿以下の臣下、胥童・夷陽五の類いを指すとす。一方、陳劍氏は、「強門」とは、厲公の宮中の門の名であつて、「強門大夫」はその門をつかさどる人物であるとす。周鳳五氏は、「強」と「庫」とが普通することから、「庫門」と釈読する(『掌守王宮之中門之禁。』(『周礼』天官・閹人)、「中門於外内為中、若今宮閹門。鄭司農云、有五門、外曰閹門、二曰雉門、三曰庫門、四曰応門、五曰路門。』(鄭玄注))。

ここでの「強門大夫」が誰を指すのかは確定しがたいが、本文に「内庫之囚」とあることから「庫門大夫」と釈読し、「厲公は怒ったが、直接命令する者が側にいないなかつたので、庫門大夫(門番)に命令した」と解釈しておきたい。

また、原文は「告<sub>三</sub>強<sub>三</sub>門<sub>三</sub>夫<sub>三</sub>」となつており、原釈文では「告、強門大夫、強門大夫」と釈読して、「夫<sub>三</sub>」を「合文的重文」と見なしている。一方、沈培氏や周鳳五氏は、「強」と「門」の下の重文記号は衍文であるとし、また、「夫<sub>三</sub>」は合文ではあるが、重文とは見なしていない。筆者もこれに従つて釈読した。

(40) 免而予之兵

原釈文では、「<sub>三</sub>」を「云」とするが、今後の研究を待つとする。また、「余」を「除」と釈読する。その例として、郭店楚簡『成之聞之』第三十六簡に「則先者余」の「余」を「除」にしているものがあり(劉劍『郭店楚簡校釈』、福建人民出版社、二〇〇三年、一四三頁)、また「四月為余」(『爾雅』釈天)、「四月為除」(『詩経』小雅・谷風之什・小明、鄭玄箋)という例もあることを指摘する。そして、「余之兵」は「除之兵」、つまり武器を引き渡すことであるとす、このように釈読すると、「云」と共に意味が通らない。

一方、季旭昇氏は、「<sub>三</sub>」を「回」の古字として、「<sub>三</sub>」と釈読し(『圍、守也。』(『説文解字』口部))、周鳳五氏は、「回」を「免」と釈読して(普通)、赦免の意とする。また、陳劍氏は、「余」を「予」と読む。

ここでは、これらの説を合わせて「免而予之兵」と釈



読し、厲公が庫門大夫に、「内庫の囚人を釈放し、赦免して彼ら（内庫の囚人）に武器を与えよ」と命じた場面であると理解しておきたい。

(41) 賊三郤

原釈文では、「賊」と読み、古代では人身を傷つける罪を「賊」、財産を盗むことを罪を「盗」と言い、これらはいずれも不正な手段を用いて襲撃することを意味すると説く。また、伝世文献には、「壬午、胥童・夷羊五帥甲八百将攻郤氏、長魚矯請無用衆、公使清沸黈助之。抽戈結枉、而偽訟者。三郤将謀於榭、矯以戈殺駒伯・苦成叔於其位。温季曰、逃威也。遂趨。矯及諸其車、以戈殺之。皆尸諸朝。」(『左伝』成公十七年伝)、「乃使長魚矯殺郤犇・郤錡・郤至于朝而陳其尸。」(『呂氏春秋』恃君覽・驕恣)とあり、このことを指すとす。

(42) 郤至

三郤の一人。景公の時、温大夫であつたので、温季という。鄆陵の戦の時、功績があつた。『左伝』成公十七年伝には、郤錡が厲公を伐つことを提案した際に、反対した姿が描かれている。

(43) 不用其衆

原釈文では、軍を興したり、民衆を動かさないということ、(『左伝』成公十七年伝に「将攻郤氏、長魚矯請無

用衆。」とあるようなことを指すとし、「不用其衆」とは「請無用衆」と同じであるとする。

一方、陳劍氏は、「其衆」とは三郤のことを指すとす。劉洪濤氏も陳劍説に従い、ここでは、三郤が武力を用いずに君主に対抗していることを表しており、死に直面しても臣下の節度を保持させているのである、としている。しかし、本篇に幾度か登場する「衆」を整合的に理解しようとするれば、百豫集団を指している可能性が高いであろう。この点の詳細は、第三章で後述する。

二、竹簡排列案の検討

次に、竹簡排列案について検討する。まず、原釈文担当者李朝遠氏による竹簡排列案と、沈培氏による再排列案とを掲げる。

なお、  
~~~~~  
|||  
は、原釈文の排列案と沈培氏の再排列案とが対応する箇所を指す。+は竹簡の連続、…は竹簡の不連続を示す。

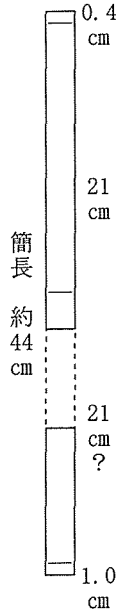
・原釈文

1 2 3 4 5 6  
+ 7 + 8 … 9 + 10

・沈培氏の再排列案

$(1) + (6) + (7) + (8) + (2) + (3)$   
 $+ (4) + (5) + (9) + (10)$

まず、竹簡の形制面から見てみると、李朝遠氏がバラバラに排列している(8)(2)を、沈培氏は同一簡と見なしている。(8)は、下端が残欠し、簡長は二十四・二cm、字数は三十字。(2)は、上端が残欠し、簡長は十三・八cm、字数は十七字。図示すると、次のようになる。



竹簡形制上、このように復原することは可能であり、また『姑成家父』は一簡あたり五十〜六十字であるため、文字数の面からも可能である。

次に、各簡のポイントを見ていきたい。

(1)については、語注(9)にて指摘した通り、原釈文は「君」の下に墨釘「■」があることを根拠として、ここで一旦区切っている。これに対して、沈培氏は、「■」を誤写であると見、その根拠として季旭昇氏が『季庚子問於孔子』第十三簡にある「由丘■觀之」を誤写だと見なしていることを指摘する。沈培氏はまた、「専有名詞」

(固有名詞)を提示するための符号である可能性をも指摘している。そして、沈培氏は、(1)から(6)に接続すべきであると提案する。

(2)については、李朝遠氏は、(1)・(3)とは直接連続しないとす。仮にそうであったとすると、卻錡が何かを聞いて苦成家父に告げているが、具体的に何を聞いたのが不明なままになる。これに対し、再排列案では、(2)と(3)とを連続させていることによつて、卻錡と苦成家父との問答が展開されているということが明らかになる。また、ここでの卻錡は、『左伝』に描かれている人物像とも合致する。

(3)〜(5)については、原釈文のように、(2)と連続しないとするのであれば、苦成家父が問答している相手が不確定になる。また、何故亡命する案が出たのか、厲公に憎まれていたからにしても、そこまで思い詰めるに至った原因があるはずではないか、という疑問が残る。つまり、この排列であると、場面設定が不明確なのである。これに対し、再排列案では、(2)〜(5)の前に(6)〜(8)を排列し、それによつて、卻錡が亡命を考えるに至つた経緯・原因が明らかになる。

(6)〜(8)については、再排列案のように、(1)と(6)とをつなげて、「使有君臣之節」(A)とするな

らば、君には君、臣には臣の、それぞれの「節」がある、  
と言っていることになる。『姑成家父』では、しばしば君  
と臣とについて述べられており、特に苦成家父は君主と  
臣下それぞれの立場をわきまえている人物として描かれ  
ているため、文意は合致する。また、(6) (8) を(3) (5)  
(5)の前に持つてくることよって、厲公の命令で  
長魚矯が攻めてくることを卻錡が聞きつけたことになる。  
つまり、卻錡が亡命を考えることになった原因も明確に  
なるのである。さらに、(5) ↓ (9) 「不使従己莅於廷」  
(B) という接合も、文脈上、不自然ではない。

(9) (10) については、これらを末尾節とするのは、  
原釈文・再排列案、両者とも一致する。内容面からも竹  
簡形制面(10)に墨鉤「く」+留白)からも妥当である。  
以上の検討を踏まえると、まず、原釈文は(1)の最  
後の一字に「君」<sup>■</sup>と墨釘があることを根拠として、こ  
こで一旦区切っているが、沈培氏の再排列案のように、  
これを誤写(または意図的に固有名詞に付けたもの)と  
見なして、(6)につなげて「君臣之節」とする方が、よ  
り妥当であると考えられる。また、再排列案に従うと、  
場面設定や、問答の相手とその内容、三卻滅亡までの経  
緯が明確になる。よって、竹簡の排列については、沈培  
氏の再排列案に従うのが妥当であろう。

### 三、「百豫」について

しかしながら、この再排列案でもなお解決しない問題  
が二点残されている。一つは、本篇において重要な位置  
を占める「百豫」の意味であり、もう一つは、第三簡上  
端の欠損部分(約三〜四字分)にどのような文言を補う  
かという問題である。そこでまず、今一度、全体の概要  
を確認してみよう。

まずはじめに、苦成家父という人物について語られる。  
次に、無道な厲公と、実直な苦成家父の姿が描かれる。  
ここでは、苦成家父が具体的に行った事柄が挙げられ、  
厲公に虐げられたために反逆しようとしていた百豫を、  
苦成家父が治めたということが記されている。

そして、このような姿勢の苦成家父に対して、欒書は  
共に厲公を伐つことを提案する。これに対して苦成家父  
が出した答えは、欒書の提案には同意せず、あくまで臣  
下として厲公に仕える道を選ぶ、というものであった。  
そこで欒書は、まず苦成家父を陥れるために厲公に讒  
言し、それを聞いた厲公は、長魚矯に三卻を殺すように  
命令する。そのことを聞きつけた卻錡は苦成家父に対し  
て、厲公に反逆することを提案するが、苦成家父はやは

り臣下としての立場を貫く。

それから間もなく、長魚矯が百豫の人々を捕らえるという行動を起こしたため、苦成家父は長魚矯を捕らえる。そこで厲公は庫門大夫に命じて、長魚矯を釈放し、ついに三郤は殺される。三郤が滅んだ後、公家は衰え、欒書は厲公を殺害する。

このような本文理解において、是非とも解決しておかなければならないのは、「百豫」の意味である。原積文や劉洪濤氏らは「百豫」を地名とするのみで、その詳細は未詳とする。一方、周鳳五氏は、「百豫」を「白狄」と釈読している。この周鳳五氏の理解は、果たして妥当であろうか。ここでは、「百豫」について、今一度検討してみたい。

『姑成家父』本文には、「厲公無道にして、百豫を虐ぐ」、「百豫之に反かんとす」とあるように、厲公にあって百豫は気に入らない存在であること、また百豫には反逆の意志があることがわかる。このことから、百豫は地名であるとは考えがたく、おそらく何らかの人々、集団を指す可能性が考えられる。また、反逆の意志があるということ、兵力を持った部隊を形成できることを示していると言える。

そこで考えられるのは、周鳳五氏の言うように「百豫」

とは「白狄」すなわち夷狄集団を指すのではないかと、ということである。

春秋時代、晋と狄とは、深い関係にあった<sup>注1</sup>。例えば、献公（在位、前六七六～前六五一年）・文公（在位、前六三六～前六二八年）の時代、晋は諸侯国ではない戎・狄と婚姻関係を結んでいた。また、晋の周辺には、戎・狄をはじめとする非晋諸勢力が取り囲むように散在していたとされ、戎・狄の居地は晋の中心部からさほど離れていなかったようである<sup>注2</sup>。

伝世文献上には、晋と関係する事柄にしばしば「白狄」の名称が見える。

晋人敗狄于箕。〔左伝〕僖公三十三年経

狄伐晋、及箕。八月戊子、晋侯敗狄于箕、郤缺獲白

狄子。〔左伝〕僖公三十三年経

白狄、狄別種也。故西河郡有白部胡。（杜預注）

春、白狄及晋平。夏会晋伐秦。〔左伝〕宣公八年伝

秦人・白狄伐晋。〔左伝〕成公九年経

「白狄」は、陝北に居住し、秦・晋という大国の間に挟まれ、ある時には晋を助けて秦を攻撃し、ある時には秦を助けて晋を攻撃するという微妙な立場にあった<sup>注3</sup>。

ここで注目すべきは、猷公・文公以外には、厲公に至るまでの君主中に狄との婚姻関係を持った人物を文献上に見出すことができない、ということである<sup>注4</sup>。厲公（在位、前五八〇〜前五七三年）の時代に、「白狄」との関係が見られる記述として、次のようなものがある。

我寡君是以有令狐之会。君又不祥、背弃盟誓。白狄及君同州。君之仇讐、而我之昏姻也。君来赐命曰、吾与女伐狄。寡君不敢顧昏姻、畏君之威、而受命于吏。君有二心於狄、曰、晋将伐女。狄必且憎、是用告我。（『左伝』成公十三年伝）

これは、厲公が呂相を遣わして秦と絶交させた際の言い分を述べた箇所である。ここでは、「白狄」と秦とは同じ州に住んでおり、秦と仇同士であるが、晋と婚姻関係にもある、ということが説かれている。ただし、厲公自身が婚姻関係を結んでいたかどうかについての記述は見られず、その詳細は不明である。しかし、もし厲公が「白狄」と婚姻関係を結んでいないとすれば、その理由の一つが「白狄」を蔑視していたからだと考えられることは可能ではなからうか。そうであれば、厲公が百豫に対して、『姑成家父』に描かれているような態度を取ったことも

納得できる。

また、「百」と「白」とは普通関係にあり<sup>注5</sup>、さらに周鳳五氏は、「豫」と「狄」も普通関係にあることを指摘している<sup>注6</sup>。このことから、「百豫」を「白狄」と釈読することは可能であると言えよう<sup>注7</sup>。

このように、「百豫」を晋の王宮近くにいた夷狄集団「白狄」と考えると、本文中における「衆」についても統一的な理解ができるのではなからうか。すなわち、本文に見られる「主君の衆を取りて」「我が衆を授けて」「吾強立して衆を治め」「其の衆を用いず」の「衆」とは、百豫の集団を指すと考えられるのである。これらの記述からわかるように、三郤は厲公から百豫の衆人を授けられており、おそらく百豫を有力な軍勢力として抱えるに至ったのであろう。しかも、「旦夕之を治め」とあるように、昼夜を共にしていたと見られるため、三郤と百豫とは単なる身分関係から発展して、心情的関係を結ぶようになっていたという可能性が考えられる。

また、こうした理解は、第三簡欠損部分をどのように補うかについても重要な手がかりを与えることになる。本文は、第二簡から第三簡にかけて「以吾族三郤与□□於君」という繋がりがであるが、第三簡は上端が残りしているため、三〜四字分が不明である。この欠損部分に

開して、先行研究では文字の補足を提案したものがほとんどなく、唯一、周鳳五氏が「白狄従」と提示しているのみである(註8)。では、この欠損部分に入れるにふさわしい文言はいかなるものであろうか。

この箇所は、卻錡が厲公に反逆することを提案している場面であり、本文には「与」とあることから、三郤と共に反逆する部隊があることを示唆している。そこで、本文中に登場する三郤以外の人物を見てみると、厲公・百豫・欒書・長魚矯・庫門大夫が挙げられる。その中で、厲公と、三郤討伐を厲公から命じられた長魚矯や庫門大夫は、当然除外される。欒書については、苦成家父に対して一緒に厲公を討つことを提案している人物であることから、可能性の一つとして考えられるものの、そもそも欒書が三郤を陥れるために厲公に讒言したことが事の発端であるため、その可能性は極めて低い。また、本文中に出てこなかった人物や集団である可能性も否定できないが、そのような人物がここで唐突に登場するとは考えがたい。さらに、厲公に反逆するためにはそれなりの軍事力が必要であることから、ある一個人ではなく、軍事力を持った集団である可能性が高い。従って、三郤の協力者となり得た人物は、夷狄集団である「百豫」と考えられる。「百豫」が厲公によって虐げられたことや、厲

公に反逆できる軍事力を持つていたことをも考慮すれば、やはり「百豫」と考えるのが最も妥当な推理であろう。

従って、周鳳五氏が「白狄」を補っていることについては同意できる。しかし、「従」を補うことについては問題がある。なぜなら、「以吾族三郤与白狄従於君」とすると、卻錡が白狄と共に厲公に「従」うことを提案していることになり、文意が全く逆になってしまうからである。

この後の卻錡の発言内容を見ても、卻錡が厲公に反逆する意志を持つていることは明らかであり、厲公に「従」うことを提言したとは考えがたい(註9)。

よって、筆者は、「以吾族三郤与百豫反於君(吾が族三郤と百豫とを以て君に反かん)」というように、欠損部分には「百豫反」の三字を補うべきであると提言したい。

また、これに伴って、苦成家父が「百豫を寧んじ」という記述は、厲公に背く意志を持ち続けていた百豫を苦成家父が落ち着かせた、と解釈できよう。

以上のように、『姑成家父』に記載されている「百豫」は、晋の王宮から近い場所にいた夷狄集団、かつ厲公の直属ではなく三郤という家臣が抱えていた軍事力の一つであったと考えられる。このように考えて読み進めると、「百豫」集団の性質が明確にわかり、第三簡欠損部分についても重要な可能性を指摘することができるのである。

おわりに

以上、沈培氏の再排列案に従って『姑成家父』の釈読を試み、特に読解の際のポイントとなる「百豫」と、第三簡の欠損部分について考察を加えた。なお、『姑成家父』は、先行研究で指摘されているように、『左伝』『国語』に類話が見え、これら伝世文献との比較・検討を通して『姑成家父』の文献的性格を明らかにする必要がある。それについては、改めて別稿において論ずることとした。

注

- (1) 「狄」については、小倉芳彦『中国政治思想研究』（青木書店、一九七〇年）、田中柚美子「晋と戎・狄―猷公の婚姻関係を中心として―」（『國學院雑誌』七十六巻 第三号、一九七五年）、田中柚美子「晋をめぐる狄について」（『中国古代史研究』第四、中国古代史研究会、雄山閣出版株式会社、一九七六年）、渡邊英幸「春秋時代の「戎」について」（『集刊東洋学』第八十三号、二〇〇〇年）等参照。
- (2) 田中氏前掲書「晋をめぐる狄について」、二四八頁。

- (3) 周鳳五氏、及び田中氏前掲書「晋をめぐる狄について」、二六三頁参照。

- (4) 田中氏前掲書「晋をめぐる狄について」、二五四頁。

- (5) 董同龢『上古音韵表稿』（中央研究院歷史語言研究所出版、一九四四年、一六五頁）において、「百」「白」の音通関係が確認できる。

- (6) 周鳳五氏は、「豫、古音餘紐魚部。狄、定紐錫部。」と指摘している。

- (7) なお、地域は異なるが、少数民族の呼称として「百越」「百粵」「百濮」といふ言い方があるため、「百豫」もそうした異民族の呼称である可能性も考えられる。

- (8) 沈培氏はこの箇所について、卻錡が卻犖に、三郤と百豫とを率いて朝廷に行つて厲公を伐つことを勧めた、という文脈であると推測とする。ただし、具体的に文字を補つてはおらず、また沈培氏が百豫をどのように理解しているのかは不明である。

- (9) なお、周鳳五氏は、「白狄従」の三字を補つたことについての詳細を明記していない。

【参考文献】

- ・周鳳五「上博五〈姑成家父〉重編新釈」（『中国簡帛学国際論壇2006』學術研討會論文、武漢大学、二〇〇六年十一月）

・簡帛網(武漢大学簡帛研究中心) <http://www.bsm.org.cn/>

・季旭昇「上博五芻議(上)」[「上博五芻議(上)」](二〇〇六年二月十八日)

・何有祖「〈季庚子問於孔子〉与〈姑成家父〉試說」(二〇〇六年二月十九日)

・陳劍「〈上博(五) 零割兩則〉」(二〇〇六年二月二十一日)

・沈培「上博簡《姑成家父》一個編聯組位置的調整」(二〇〇六年二月二十二日)、「關於「抄写者誤加,句號符号」的更正意見」(二〇〇六年二月二十五日)

・蘇建洲「〈上博(五) 楚竹書 補說〉」(二〇〇六年二月二十三日)、「〈上博(五) 束積(二)〉」(簡帛網、二〇〇六年二月二十八日)、「〈上博(五) 姑成家父〉簡3「禮」字考釈」(二〇〇六年三月三十日)

・陳偉「上博五《姑成家父》零釈」(二〇〇六年二月二十四日)、「《苦成家父》通釈」(二〇〇六年二月二十六日)、「《苦成家父》小考」(二〇〇六年五月十八日)

・郭永秉「《苦成家父》末兩簡文義試說」(二〇〇六年二月二十四日)、「說《姑成家父》簡3的“取免”」(二〇〇六年四月十九日)

・高佑仁「《姑成家父》割記一則」(二〇〇六年二月二十四日)  
・禰健聰「上博楚簡(五) 零筭(二)」(二〇〇六年二月二十六日)

・楊澤生「〈上博五〉零釈十二則」(二〇〇六年三月二十日)

・張富海「上博簡五釈詞兩則」(二〇〇六年五月十日)

・蕭聖中「上博竹書(五)割記三則」(二〇〇六年五月十七日)

・冀小軍「《苦成家父》補說」(二〇〇六年六月十二日)

・曹銀晶「上博竹書《姑成家父》「躬与士処」小考」(二〇〇七年三月七日)

・劉洪濤「上博竹書《姑成家父》重說」(二〇〇七年三月二十七日)

#### (附記)

本稿の執筆に先立ち、筆者は二〇〇七年十月六〜八日に行われた戦国楚簡研究会第三十四回研究会(於名古屋會議室)にて『姑成家父』に関する発表を行った。その際に、浅野裕一先生

(東北大学大学院環境科学研究科教授)、湯浅邦弘先生(大阪大学大学院文学研究科教授)、福田哲之先生(島根大学教育学部教授)、竹田健二先生(島根大学教育学部教授)、菅本大二先生(梅花女子大学文化表現学部教授)よりご指導いただいた。特に浅野先生からは周鳳五氏の論文が掲載されている「中国簡帛学国際論壇2006」学術研究会論文についてご教示いただいた。

本稿は、その折の発表原稿に修正を加え、定稿としたものである。